平成２４年（フ）第３４１号
金沢市下安原町西254番地50
債務者　崎山　　進
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３５４号
石川県羽咋市寺家町リ127番地１
債務者　池田　英生
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１１８号
長野県千曲市大字粟佐1144番地
債務者　石川　直美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１１９号
長野県上田市上塩尻861番地２　クラールＡ棟202号、前住所長野県上田市上塩尻94番地１
債務者　馬場　俊明
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２０号
長野県上田市生田5471番地１　ｖｉｅｗ　ＡＳＡＭＡ　Ｂ201号、前住所長野県上田市長瀬2818番地４　ドルフ望岳201号
債務者　田中　　泉（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３３９号
長野県大町市平9632番地１
債務者　池藤　紀之
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１６０号
長野県塩尻市大字広丘堅石2145番地247　関アパート１号、前住所長野県安曇野市豊科南穂高6334番地１
債務者　矢澤　　剛（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８２号
長野県岡谷市本町３丁目10番15号　フォーブルサンライズＡ205号
債務者　宮坂　妙子（旧姓保科）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第６５号
岐阜県可児市今渡710番地８
債務者　古川　一仁
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４０１号
兵庫県姫路市広畑区長町２丁目146番地
債務者　中西　豊二
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５１号
兵庫県姫路市忍町210番地カルム白鷺314号室
債務者　友田惠通子こと　黄　　悦子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６０号
兵庫県豊岡市若松町６番28号　晴風ハイツ201、前住所兵庫県豊岡市幸町12番20号
債務者　細高　秀夫
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
奈良市学園朝日元町１丁目1892番地の１
債務者　阿部　和昭
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３３号
鳥取県西伯郡南部町天萬1068番地４
債務者　山川　晋也
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第８９２号
広島市安芸区瀬野１丁目31番８号
債務者　久内　國夫
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９３号
広島市安芸区瀬野１丁目31番８号
債務者　久内　一輝
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０６号
広島県安芸郡府中町鹿籠１丁目11番35―304号　八千代ビル
債務者　大前　淳司
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部